

1 業務の名称

銚子市地域公共交通計画策定支援業務

2 業務の目的

銚子市の公共交通は、鉄道（JR 総武本線・成田線、銚子電鉄）や高速バス、路線バス及びタクシーなどが運行している。人口減少、自家用車の普及などにより、公共交通利用者は減少傾向で、今後さらに加速していくことが懸念される。一方で、急速な高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等により、公共交通の充実を求める声が高まっている。また、銚子市では、今後の人口減少を見据え、生活サービス機能などを計画的に配置し、持続可能なまちづくりを進めていくため、令和4年度から立地適正化計画の策定に着手している。立地適正化計画では、都市機能を一定の区域に集約しつつ、人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域を定めるとともに、各区域間をつなげるネットワークとして公共交通の確保が重要となる。さらに、今後も少子化の傾向が継続とした場合、学校の統廃合を進めなければならない、児童生徒の通学手段としても公共交通の確保が重要となってくる。

この業務では、今後の人口減少や少子高齢化を見据えつつ、持続可能な地域公共交通網を形成するため、公共交通政策のマスタープランとなる「銚子市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

3 業務の対象区域

銚子市全域

4 適用範囲

この仕様書は、銚子市地域公共交通協議会が行う銚子市地域公共交通計画策定支援業務に適用する。

5 業務の内容

(1) 公共交通に関する現況把握

ア 地域特性の整理

人口動向（総人口、地区別、年齢3区分別、将来人口）や主要施設等配置状況、交通特性（国勢調査、東京都市圏パーソントリップ調査）など地域特性について、既存資料等を活用し、整理する。

イ 既存公共交通の現況把握

既存資料を活用し、鉄道、高速バス、路線バス及びタクシーなどの既存公共交通の運行ルート、運行本数、運賃、利用状況などを整理する。また、運転免許証自主返納や福祉タクシー券（障害者等）などのサービス内容（対象者、助成内容など）や利用実績、スクールバスや民間企業で運行中の送迎バスなどの現状等を整理する。

ウ 上位・関連計画における公共交通の位置付け

「銚子市総合計画(平成31年3月)」や「銚子市都市計画マスタープラン(平成27年3月)」、
「第2期銚子市しごと・ひと・まち創生総合戦略(令和5年3月)」のほか、令和5年度中に策定予定の「(仮称)銚子市立地適正化計画」などの上位・関連計画におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置付け等について整理・把握する。

(2) 市民等の意向把握アンケート調査の実施

ア 市民アンケート調査

15歳以上の市民2,000人(無作為抽出)を対象に、日常生活における移動実態や市域を運行する公共交通についてアンケートを実施し、計画査定に向けた基礎的データとして整理・分析を行う。

○ 調査方法

配付 郵送方式

回収 オンライン回答方式・郵送方式のいずれでも対応できる方法

○ 費用負担

調査票・配付用封筒、返信用封筒の印刷費、発送費・返送費は受注者の負担とする。

ただし、調査対象者の抽出・ラベル印刷は発注者が準備する。

イ 地区別意見交換会の開催

日常生活における移動実態や公共交通に対する要望、移動ニーズについて、市民の生の意見を把握するため、意見交換会を開催する。地区は銚子市都市計画マスタープランの地区区分を基本に、東部地域、中央地域、西部地域の3地区において各地区1回とする。開催に当たっての資料作成、会議への出席、運営支援、会議結果の取りまとめなどを行う。

ウ 主要施設利用者アンケート調査

市内の主要な施設(病院、公共施設、商業施設など5箇所程度)の利用者を対象に、ヒアリングによるアンケート調査を実施し、利用特性(交通手段、利用頻度)や移動する際に不便を感じることの有無と理由を把握し、整理・分析を行う。

エ 交通事業者・関係団体アンケート調査

鉄道や高速バス、路線バス、タクシーなど交通事業者や、観光協会や商工会議所などの関係団体を対象に、公共交通の利用特性や運行上の問題点や課題、公共交通の見直しを当たって留意すべき点などを把握するため、アンケート調査を行う。回答後、必要に応じて、ヒアリングを行う。

(3) 地域公共交通を取り巻く課題整理

地域の現況特性、上位・関連計画におけるまちづくりの方向性、市民の移動実態・ニーズ等から、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

(4) 地域公共交通に係る基本方針と目標の検討

ア 地域公共交通に係る基本方針と目標

前項で整理した課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標を上位・関連計画との整合を図りながら設定する。

イ 望ましい公共交通網のあり方

地域公共交通の位置付けを明確にし、幹線公共交通とこれを補完する支線公共交通など、公共交通ネットワークのあり方、方向性を設定する。

(5) 目標を達成するために行う具体的な実施事業の検討

目標を達成するために行う事業を抽出し、事業概要、実施主体、スケジュール等を検討する。

(6) 計画の達成状況の評価

P D C Aサイクルによる推進体制、評価の方法及びスケジュールなどを検討する。

(7) 銚子市地域公共交通計画（案）の策定

前項までの内容と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）での記載事項などを踏まえ、銚子市地域公共交通計画（案）を作成する。

(8) パブリックコメントの実施支援

銚子市地域公共交通計画（案）に関して、広く市民の意見を集約する目的でパブリックコメントを実施するための支援を行う。必要な意見に関しては計画に反映する。

(9) 銚子市地域公共交通協議会の運営支援

銚子市地域公共交通協議会や関係機関との協議調整等に係る資料作成、会議への出席、議事録作成など、必要な支援を行う。運営支援が必要な銚子市地域公共交通協議会の回数は、4回程度とする。

(10) 打合せ協議

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時において打合せ協議を実施するものとする。

6 成果品の提出

この業務の成果品は次のとおりとする。この業務における成果は全て発注者に帰属するものとし、承諾を受けずに複製することや他への公表、貸与をしてはならない。

なお、この業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとするものとし、これに要する経費は受注者が負担する。

(1) 業務報告書 1部

(2) 業務報告書（CD-R等） 一式

(3) 銚子市地域公共交通計画（A4版，4色カラー） 50部

(4) 銚子市地域公共交通計画 概要版（A3版，4色カラー） 50部

(5) 成果品に関する電子記録媒体（CD-R等）※ 一式

※ Word、Excel又はPowerPointで作成した電子ファイルで、発注者が再利用できるものとする。

(6) その他関係資料 一式